

菊陽町ふるさと納税協賛事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による菊陽町（以下「本町」という。）へのふるさと納税促進及び本町の魅力や特産品等のPR並びに地元経済の活性化を図るため、ふるさと納税をされた町外の方に進呈する返礼品の提供に協力していただける協賛事業者を募集します。

2 協賛事業者の要件

次の要件を全て満たしていること。ただし、町が協賛事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場等のいずれかを町内に有する法人、本町内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む）を行っている法人その他の団体又は個人事業者であること。ただし、本町内で生産された農作物等を原料に加工・製造・販売を行い、本町をPRしていると認められる場合や、総務省が定める地場産品基準に該当する場合はこの限りではない。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (4) 各種媒体への広告、各種メディアによる取材等について、本町が返礼品の画像等を使用することに同意し、本町の取組に協力すること。
- (5) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (6) 菊陽町個人情報保護法施行条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (7) 飲食物を提供する場合には、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ①食品の産地を適正に表示すること。
 - ②町が必要と認めるときには、調査（実地調査を含む）を行うものとし、当該調査に応じるもの。

3 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件にすべてに適合している必要があります。ただし、以下の要件によらず、町が特に必要と認めたものについては、返礼品として承認する場合があります。

- (1) 町の魅力を伝えることができ、かつ町の PR につながる特産品等であること。
- (2) 主に町内で生産された原材料を使用しているもの又は製造、加工における主要な工程が町内で行われているものであること。
- (3) ふるさと納税関係法令及び行政機関等から発出された通知等により示された基準に適合し、返礼品として扱うことが適当であると認められるもの。
- (4) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法及び不正競争防止法など、各種法令を遵守して製造、加工されているもの。
- (5) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- (6) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されていること。
- (5) 町からの発注後、寄附者に対して速やかに発送できるものであること。
- (6) 町が委託する会社が指定する宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (7) 返礼品に関する情報（仕様原材料や返礼品の写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。
- (8) 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ①町内および町施設内にてサービスが提供されること。
 - ②町内の地域資源を利用していること。
 - ③寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
 - ④天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
 - ⑤安全性の配慮に努めること。

4 返礼品の価格及び送料

返礼品の価格は、寄附金額の3割（消費税と梱包代金等を含む）以下とします。なお、返礼品の価格及び送料は、本町が実費を負担します。

5 返礼品提供事業者の募集等

(1) 募集期間

随時

(2) 応募方法

必要事項を記入の上、町ホームページを参照の上、菊陽町役場総務部総合政策課に提出してください。

また、書類①③については、登録内容に変更があった場合は随時提出してください。

①菊陽町ふるさと納税協賛事業者登録申請書（様式1）

②誓約書（様式2）

③事業者概要（任意様式）（パンフレットでも可）

④滞納のない証明書（町外の事業所のみ）

(3) 返礼品提供事業者の承認

本町において、上記提出書類を基に審査を行い、承認の可否を決定します。結果については、1か月以内に書面にて通知します。（応募者が多数いる場合は承認まで時間を要することがあります。）承認された場合は、別途代行業者へ返礼品登録に関する申請手続きが必要になるので、代行業者から連絡を行います。

(4) 承認の取消

協賛事業者の承認後、応募内容に虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要領で定めた応募できる事業者の条件等の事項が履行されない場合に当たっては、返礼品提供事業者の承認を取り消すことがあります。

7 返礼品の募集等

(1) 募集期間

不定期（総務省から募集開始の通知があり次第）

(2) 応募方法

必要事項を記入の上、下記提出書類をメール又は持参により総合政策課へ提出してください。

①菊陽町ふるさと納税返礼品登録申請書（様式3）

②返礼品の概要が分かる書類（任意様式）

③返礼品を送付する際にパンフレットやチラシを同封する場合は、その書類

(3) 返礼品の承認

本町において、上記提出書類を基に審査を行った後、県を通じて総務省の確認へ移ります。結果については、協賛事業者登録の承認後、メールにて通知します。（総務省の確認には通常1. 2か月ほど要します。）

(4) 返礼品の登録内容変更又は登録の終了の届出

協賛事業者の都合により返礼品の登録の承認を変更又は終了し、返礼品の申込受付を停止する場合にあたっては、停止する1か月前までに代行業者へその旨を報告してください。なお、それまでに申込のあった返礼品については、協賛事業者が責任を持って対応してください。

①菊陽町ふるさと納税返礼品登録内容変更・終了申請書（様式4）

(5) 返礼品の承認の取消

返礼品の承認後、虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要領で定めた事項が履行されない場合に当たっては、本町の返礼品の承認を取り消すことがあります。

8 協賛事業者の義務

(1) 返礼品の送付

- ① 本町（代行業者を含む、以下同じ）から提供する寄附（者）情報に基づき、寄附者に対して速やかに返礼品を送付すること。ただし、値段の表示はしないこと。
- ② 返礼品の送付に係る事故、トラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく本町に報告するとともに、協賛事業者の責において適切に処理すること。また、品質等による保証や苦情等について、町は一切責任を負いません。

(2) 個人情報の取扱い

協賛事業者は本町から提供を受けた寄附者の個人情報は返礼品等の送付以外の目的で使用、又は第三者に漏らしてはならない。また、返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とします。協賛事業者は、この業務による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、菊陽町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

9 その他の留意事項

(1) 委託等の禁止

協賛事業者は、返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、返礼品の配送や広告物の印刷及び付帯業務の委託等もしくは書面により町長の承認を得た場合は、この限りではありません。

また、協賛事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するに当たり得た権利を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、書面により町長の承認を得た場合は、

この限りではありません。

(2) 方針の変更

今後、国等の方針により、ふるさと納税制度または返礼品送付に係る方針を変更することがあります。

また、それに伴い、協賛事業者に対し、承認後であっても、提供する返礼品の内容の変更又は停止を求めることがあります。

10 申込み、問合せ先

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町役場 総務部 総合政策課

電話：096-232-2112

FAX：096-232-4923

メール：furusato-tax@town.kikuyo.lg.jp